

防府市幼年消防クラブ指導育成会規約

平成24年9月1日制定

第1章 総則

第1条 この要領は、防府市消防本部が防府市幼年消防クラブ（以下「クラブ」という。）に対する指導について必要な事項を定める。

第2条 消防本部予防課に防府市幼年消防クラブ指導育成会（以下「育成会」という。）を設置し、クラブを組織する各幼稚園、保育園（所）幼年消防クラブ（以下「各クラブ」という。）の活動補助及び運営指導を行うものとする。育成会の会長は、消防長とする。

第3条 育成会は、クラブに対し防火に関する資料を提供するほか、クラブの求めに応じ職員を派遣し火災予防の普及に努めるものとする。

第2章 事業

第4条 育成会は、クラブに対して次の事業を行うとともに、クラブの連携を図るものとする。

- (1) 火災予防の勉強
 - ア 火遊びの防止
 - イ 正しい花火の使い方
- (2) クラブにおける防火訓練
- (3) 消防庁舎及び消防車両等の見学
- (4) 防火に関する絵などの作成、展示
- (5) 防火パレード等の育成会が主催する事業
- (6) そのほか必要と認める事業

第3章 組織

第5条 育成会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 消防長
- (2) 予防課長、予防課長補佐及び指導係
- (3) 各クラブの委員長、副委員長

第4章 会議

第6条 会長は、必要と認める場合、その都度会議を招集する。

第5章 雑則

第7条 会長は、防火に関して功績のあった者又はクラブを表彰することができる。また、顕著な功績があった者又は各クラブを山口県消防クラブ連合会等の上部団体に表彰具申をすることができる。

第8条 この規約に定められていない事項は、担当者が会長に諮って行うことができる。

附 則

- 1 この規約は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 防府市幼年消防クラブ指導要領（昭和63年6月1日制定）は廃止する。